令和元年度 第2回安曇野市スポーツ推進審議会 会議概要

- 1 審議会名 スポーツ推進審議会
- 2 日 時 令和元年9月4日(水) 午後7時から午後9時まで
- 3 会 場 安曇野市役所 会議室306
- 4 出席者 赤羽高明会長、古澤副会長、加々美委員、松田委員、布山委員、臼井委員、

小林いず子委員、古川委員、西村委員、丸山委員、藤森委員、千國委員

- 5 欠 席 者 湯本委員、小林可奈子委員、赤羽敦子委員
- 6 市出席者(事務局) 西村部長、臼井課長、布山係長、塩原係長、小林主査、沖主任、藤原主事
- 7 公開・非公開の別 一部非公開
- 8 傍聴人 0人

協議事項等

【次第】

- 1 開会
- 2 委嘱式
- 3 あいさつ
- 4 議題
 - (1) 新総合体育館の管理運営形態について
 - (2) 安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直しについて
- 5 その他
- 6 閉会

【議事】

議題(1)新総合体育館の管理運営形態について

<事務局から説明>

<質疑>

- 委員 議員からの指摘があったが、費用面の比較はしなくてもよいのか。直営の方がいいと言われた のではなかったか。直営でどこまでやるかで費用は変わってくる。
- 課長 議会からはできるだけ経費を抑えるように言われており、議会ではこれから比較すると回答している。直営の方がいいといったことは言われていない。塩尻市が想定して出した資料では直営でも指定管理でも経費はほぼ同じであるという報告はした。
- 委員 利用料はどちらの収入になるのか等を決めないといけないのではないか。しゃくなげの問題も 議会で取り上げられた。
- 部長 しゃくなげは当初の3年間は入場収入が指定管理者に入り、段階的に納付金を増やしていくといった形をとっていると聞いている。

指定管理にするとしたときの依頼する範囲だが、周辺の公園は一元管理されているので別として、体育館の管理運営やソフト事業をお願いしていければと考えてはいる。ただ細かい部分については実際に指定管理にすることが決まり、打ち合わせ等を行っていく中で決めていきたいと考えている。

- 課長 ここでは答申としてはどちらの運営方法がいいか決めていただきたい。収入を指定管理に入れるのか意見があれば付帯として入れていく。収入を指定管理に入れれば自主努力ができるのではないかと事務局では考えているが、指定管理審査会といった場でも検討していくので、細かい内容は答申には明確に入れなくてもいいのではないかと思っている。
- 委員 塩尻市では体協が指定管理で運営しているが、収益が出たら市に返してもらっているところが ある。集客が増え、利用料収入が増えると指定管理者の収入もその分増えるなどしないと、指 定管理にするメリットがないのではないか。ただ漠然と指定管理がいいというと決めるだけで なく、細かいところまで検討しないといけないのではないか。
- 委員 比較の表記についてきちんと説明できるようにしてほしい。「スポーツ推進イベントの場として 利用」でなぜ直営だと従来通りの施設利用になってしまうのか。行政は維持管理が主体となる

とあるが、行政でもスポーツ施設を利活用しようということがやってできないこともない。松本市総合体育館はミズノが入っており、使いやすいように運営してくれていることは感じるが、イベントを実施するスポーツ団体等の施設利用者の力と駐車場の広さや施設の使いやすさといったハード面の持つ良さが合わさって現在の集客になっていると感じている。

また他市で途中から指定管理に変えたところがあるが、なぜ変えたのか。

課長事務局で前回出した資料を再検討した結果、前回同様二重丸になった。

部長 直営から指定管理に変更した他市についてだが、一つは民間事業者による営利を追求した運営を恐れたことから、もう一つは建設当初は指定管理という制度自体がなかったことから当初は直営だが指定管理に移行した。確かに直営でも指定管理に劣らない運営ができるかもしれない。しかし、専門の職員がずっと入れるわけでないので継続性に欠ける。企業の持つ専門的なノウハウや経験をいかすことができるというのがやはり指定管理の一番のメリットである。

課長 答申として出す際には「管理運営形態の比較」一枚だけではなく、他の資料に挙げられている メリット、デメリットを資料としてつける。

委員 先ほど言ったことはもっと言葉を添えたほうがいいということ。安曇野市として初めて建設する体育館なので、コストの問題ではなく市民が利用しやすいという視点がほしい。

委員 入札になるのか。

課長 指定管理の公募になる。

委員 最終的には指定管理者が何社か出てきて内容が変わってくる。内容や金額を見ないと指定管理 がいいと言い切ることはできない。3社があるならそれぞれの提示を見てからでないと、最初 から指定管理がいいということはできない。

部長 細かい内容は審査会のなかで検討することになる。審議会ではあくまで大きな部分の方向性を きめていただく場である。

委員 内容がわからないまま判断しないといけないのか。

部長 スケジュールを確認すると、令和3年の10月には完成する予定である。そうすると令和2年度 には指定管理の手続きを済ませる必要がある。そのため今年の10月くらいに答申をいただく必 要がある。応募してきた業者の内容を見ないと判断できないという意見はもっともだが、内容 の審査は審査会が行うことであるので、ここでは大きな方向性を決めていただきたい。

委員 個人的には最終的には指定管理がいいと思ってはいるが、内容もわからず今の資料だけで決めるのは難しい。

部長 次回もう少し肉付けした資料をお示しする。

委員 最低限クリアしてもらいたい条件をつけた方がいい。

委員 指定管理だと自主事業が充実しているということだとされているが、市がソフト面でどうして いきたいのかという方向性を出していただき、それを審議していきたい。

会長
次回までに資料を作成して、改めて審査お願いします。

議題(2)安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直しについて

<事務局から説明>

<質疑>

委員 改定前と改定案を適用した場合の負担率の増加はどのくらいか。

課長 22%から52%になっている。

委員市民により多く利用してもらおうとしている中で、極端に負担率を上げすぎていると感じた。

委員 施設使用料と照明使用料と分けると照明の負担率は今までとあまり変わらず、施設使用料の負担率が大きく増えていると思うので、別で表示してほしい。

委員 需用費の50%を賄えるくらいの収入にしたいという前々回の説明と一致しているということか。

課長 そうである。

委員 市で利用した分まで基本使用料にいれるのはどうなのか。市で使えば使うほど負担率が低くなってしまう。市が使う分を他の団体が負担することになる。

部長 市で利用してもお金がかかる。

委員 考え方はわかるが、見方を変えてみることも必要。

部長 次回市の利用額を除いて計算し、提示する。

国県主催事業について《事務局案100→0%》

委員 前回、国県のスポーツ事業に協力した方がいいということで50%の提案をしたが、資料5を見るとスポーツ以外での利用がほとんどなので、原案どおり0%でよいと思う。

【案どおりで異議なし】

市、教育委員会主催事業について《事務局案100%》

【案どおりで異議なし】

市、教育委員会共催事業について《事務局案100%》

【案どおりで異議なし】

区公民館主催事業《事務局案100%》

委員 お金を取る事業はあるのか。

課長 特段ない。

【案どおりで異議なし】

区公民館サークル活動《事務局案100→0%》

委員 急に変えない方がいいのではないか、75%とか

委員 塩尻や松本はサークルという区分がないが、すべて100%という理解でよいか。

課長そうである。

委員 50%ぐらいがいいか。

委員 同じ性質で同じ大会に出るのに区のサークルか体育協会に所属しているかで扱いが違うという のは問題なので揃えるべき。

委員 体育協会と区のサークルが重複している団体がある。

委員 体育協会としては0%ではなく50%にはしてほしい。6000人の会員がいる。

部長 審議会で答申いただき、最終的に市民説明会を開催する中でご理解を得ていくという方向で考 えている。

委員 一年に数回しか使用しない方もいれば、体育協会加盟団体のように頻繁に使用し何万円も支払 う団体もある。体育施設に取れだけお金を落としているかで扱いを変えてもいいと思う。また 生涯スポーツの推進、スポーツ人口の増加といった前向きな内容をうたっているスポーツ推進 計画との整合性が必要になる。

課長 審議会で各団体として中立に意見を集約し、それをもとに市民説明会を行う。さらに市民説明 会でいただいた意見をもとに審議をしていただく予定である。

委員 他市との比較も必要だが、安曇野市の方向性があれば他と違ってもいい。

部長 スポーツ推進計画と料金改定は相反する部分はある。しかし人口減少などの課題があるなか施 設を維持していくにはある程度の負担をお願いしていかないといけない。

委員 体育協会の会員も減ってきている。施設利用料を上げることによりどう影響するか考えていか ないといけない。

委員 とりあえず一通り検討して全体のバランスをみる必要がある。50%で進めてみてはどうか。

委員 区のサークル活動、体育協会練習、芸術文化協会練習を揃えるという話だったが、体育協会の 練習は本来の利用方法であるスポーツで使用している、かつ7,225回と影響が大きいので、体育 協会は70%、80%でもいいのではないか。スポーツをやるのならば体育協会に加入するのが得 という制度にしておいた方がいい。

委員市の使用は市民のための事業や小中学校の利用であり、市民が使うのと同じだと思う。

委員 サークルは50%でいいのではないか。 【暫定50%に変更】

幼稚園~中学校の学習利用《事務局案100%》

【案どおりで異議なし】

高等学校の学習利用《事務局案100→50%》

【案どおりで異議なし】

市中学校体育連盟《事務局案100%》

【案どおりで異議なし】

中信・県中体連、中信・県高体連《事務局案100or0→50%》

【案どおりで異議なし】

社会福祉法第22条の規定する法人による公益事業《事務局案100%》

【案どおりで異議なし】

スポーツ少年団《100→100or50or0%》

委員 青少年のスポーツ教育は必要。青少年のスポーツ環境については公的負担をお願いしたい。また指導者についても指導資格の取得が有料になり負担が増えていることから、負担が急に増えることは避けたい。できれば施設使用料は100%減免のままでお願いしたい。照明については受益者負担も必要であると思う。

部長 案では減免制限は外してあるが、どう考えるか。

委員 制限はつけていいと思う。それを超えて活動するならば支払うということでいい。

委員 スポ少で制限なく使用できてしまうと、制限がでてきている中学生と整合性が取れないので、 あっていいと思う。一般の方にも使用していただくことができるようにするという意味でも。 また減免率は100%でいいと思う。

委員 どこにお金をかけるべきかというとやはり次を担う世代だと思う。

委員 週3回12時間までという現在の制限はフルに使っているのか。多すぎて制限になっているのか 疑問に思った。

委員 おのおの実態まではわからない。

課長 土日に練習試合等で一日使用すれば、平日には2時間×2回くらいしか使えなくなる。超える ということはほとんどないが、妥当な数字であると考える。

委員 困ったという意見はあまり聞いたことがない。

【暫定100%に変更】

体育協会又は芸術文化協会の主催事業《事務局案100%》

係長 平成29年度は加盟団体での予約が全てで、体育協会としての活動はなかった。今後そういった 活動があったときのため。

【案どおりで異議なし】

体協・総合型スポーツクラブ・芸文教の大会等《事務局案100→50%》

委員 これは団体員を対象としたものでなく、団体外部を対象としたものを指しているのか。

委員 団体内部の審判講習会もあれば、一般の市民にも呼び掛けて行う講習会もあるがその両方を指すのでは。

課長 そうである。

委員 異議あり。総合型スポーツクラブについて、市の委託事業などをやっているが、高齢の方が多いので、50%ではなく、75%、85%ぐらいにしてほしい。

委員 総合型スポーツクラブは年会費という形で、体育協会も大会を開く際には参加費という形でお金をもらっていると思うので、共通している部分はあるが、大会参加費の場合は少額なので負担増加分を反映させやすいが、年会費に反映させるとかなりの負担増加になるので、同じ減免率にするのは酷ではないか。負担するのは仕方ないが考慮するべきではないか。

委員 市民がスポーツを親しめるよう、総合型スポーツクラブが機能していかないといけないという のがあるので、もっと支援していく必要があるのではないか。

課長 大会・講習会・教室の中でも、例えば参加料を取るか取らないかで区別するなど細分化という 考え方もある。時間が迫っており、難しい問題でもあるので、次回再検討したい。

会長 残りは次回議論することとします。

その他

課長 いろいろ課題をいただいた。いいご意見があれば練っていただいて次回にご意見いただければ 幸いです。指定管理の関係も決めていかないといけない。1か月以内に次回会議を開催した い。